

愛知県公報

発行／愛知県 編集／総務部法務文書課 (毎週火・金曜日発行)

目次

告示

○知事が管理する行政文書の開示等に関する規則に基づく法人等の指定の一部改正	第135号	(県民総務課)	2
○産業立地の促進のための不動産取得税の減額等に関する条例第3条第1項の規定に基づく区域の指定	第136号	(産業立地通商課)	2
○都市計画下水道事業の事業計画の変更認可 (名古屋都市計画下水道事業蟹江公共下水道)	第137号	(下水道課)	2
○道路の区域の変更	第138号	(道路維持課)	2
○道路の供用の開始	第139号	(同)	2
○国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律第29条第1項及び第37条の規定に基づく制限区域の設定の一部改正	第140号	(港湾課)	3
○港湾施設の概要の一部改正	第141号	(同)	3
○愛知県建築基準条例第8条第1項ただし書の規定に基づく堅固な地盤又は特殊な構造方法によるもので安全上支障がないものとして知事が定める場合の一部改正	第142号	(建築指導課)	4
○愛知県証紙条例に基づく売りさばき人の指定の一部改正	第143号	(会計局会計課)	4

警察本部告示

○愛知県警察庁内管理規程の一部改正	第1号	(施設課)	4
-------------------	-----	-------	---

公告

○特定非営利活動法人の設立の認証申請		(社会活動推進課)	4
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請		(同)	5
○土地改良区定款の変更認可 (蟹江町土地改良区)		(農地計画課)	6
○建設業者の許可の取消し		(建設業不動産課)	6
○公共測量の終了		(用地課)	7
○道路の位置の指定		(建築指導課)	7
○開発行為の許可に基づく工事完了		(同)	8

一部事務組合

○愛知県競馬組合専任副管理者及び愛知県競馬組合職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例		(愛知県競馬組合)	8
---	--	-----------	---

告 示

愛知県告示第135号

平成13年愛知県告示第43号（知事が管理する行政文書の開示等に関する規則に基づく法人等の指定）の一部を次のように改正する。

平成27年3月24日

愛知県知事 大村 秀章

「愛知県道路公社
蒲郡海洋開発株式会社」を「愛知県道路公社」に改める。

愛知県告示第136号

産業立地の促進のための不動産取得税の減額等に関する条例（平成14年愛知県条例第5号）第3条第1項の規定に基づき知事が指定する区域を次のように指定した。

平成27年3月24日

愛知県知事 大村 秀章

区域の名称	区 域
常滑新開町6丁目	常滑市新開町6丁目の別図に示す区域

（「別図」は省略し、その図面を愛知県産業労働部産業立地通商課に備え置いて一般の縦覧に供する。）

愛知県告示第137号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、都市計画事業の事業計画の変更を次のように認可した。

平成27年3月24日

愛知県知事 大村 秀章

施行者の名称	都市計画事業の種類及び名称	事業施行期間	事業地	図書の縦覧場所
蟹江町	名古屋都市計画下水道事業蟹江公共下水道	平成15年1月7日から平成31年3月31日まで	収用の部分なし 使用の部分変更なし	蟹江町役場

愛知県告示第138号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、公示の日から1箇月間愛知県建設部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成27年3月24日

愛知県知事 大村 秀章

道路の種類	路線名	道 路 の 区 域			
		新旧別	区 間	敷地の幅員	延長
県道	東三河環状線	旧	豊橋市石巻本町字日南坂6番2地先から同字市場38番地先まで	m 12.3 ~ 52.0	km 0.311
		新	同	11.7 ~ 56.4	0.311
		旧	豊橋市石巻本町字中尾51番1地先から同字日南坂70番1地先まで	32.0 ~ 73.0	0.591
		新	同	32.0 ~ 73.0	0.591

愛知県告示第139号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。その関係図面は、公示の日から1箇月間愛知県建設部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成27年3月24日

愛知県知事 大村 秀章

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
県道	東三河環状線	豊橋市石巻本町字日南坂4番2地先から同字市場38番地先まで	平成27年3月24日

	豊橋市石巻本町字中尾50番1地先から同字日南坂70番1地先まで	
--	---------------------------------	--

愛知県告示第140号

平成16年愛知県告示第547号（国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律第29条第1項及び第37条の規定に基づく制限区域の設定）の一部を次のように改正する。

平成27年 3月24日

愛知県知事 大村 秀章

1 重要国際埠頭施設の保安の確保のために必要な制限区域の表三河港の項中

蒲郡埠頭9号岸壁の背後地のうち障壁で囲まれた区域	を
蒲郡埠頭9号岸壁の背後地のうち障壁で囲まれた区域	に、
蒲郡埠頭11号岸壁の背後地のうち障壁で囲まれた区域	
神野東地区 神野埠頭3号岸壁及び神野埠頭4号岸壁の背後地のうち障壁で囲まれた区域	を
神野東地区 神野埠頭3号岸壁及び神野埠頭4号岸壁の背後地のうち障壁で囲まれた区域	に改め、
明海地区 船渡埠頭2号岸壁及び船渡埠頭3号岸壁の背後地のうち障壁で囲まれた区域	

2 国際水域施設の保安の確保のために必要な制限区域の表三河港の項中

蒲郡埠頭9号岸壁に係留された国際航海船舶の周囲30メートルの水域	を
蒲郡埠頭9号岸壁に係留された国際航海船舶の周囲30メートルの水域	に、
蒲郡埠頭11号岸壁に係留された国際航海船舶の周囲30メートルの水域	
神野東地区 神野埠頭3号岸壁及び神野埠頭4号岸壁に係留された国際航海船舶の周囲30メートルの水域	を
神野東地区 神野埠頭3号岸壁及び神野埠頭4号岸壁に係留された国際航海船舶の周囲30メートルの水域	に改め
明海地区 船渡埠頭2号岸壁及び船渡埠頭3号岸壁に係留された国際航海船舶の周囲30メートルの水域	

る。

愛知県告示第141号

昭和47年愛知県告示第255号（港湾施設の概要）の一部を次のように改正する。

平成27年 3月24日

愛知県知事 大村 秀章

三河港(1)水域施設の表泊地の項中	蒲郡市浜町地先蒲郡埠頭9号岸壁前面	-10.0	264,000	を				
	蒲郡市浜町地先蒲郡埠頭9号岸壁前面	-10.0	264,000	に改め、三河港(2)係留施設の表岸壁の				
	蒲郡市浜町地先蒲郡埠頭11号岸壁前面	-11.0	251,000					
項中	蒲郡埠頭10号岸壁	蒲郡市浜町蒲郡埠頭	-4.0	250	500	5	10.0	を
	蒲郡埠頭10号岸壁	蒲郡市浜町蒲郡埠頭	-4.0	250	500	5	10.0	に改め、三河
	蒲郡埠頭11号岸壁	蒲郡市浜町蒲郡埠頭	-11.0	250.4	18,000	1	20	
港(3)臨港交通施設の表道路の項中	蒲郡臨港道路22号線	蒲郡市松原町1152番地先 市道1号線交点	7.8 ~ 10.5×363.0		を			

蒲郡臨港道路 22号線	蒲郡市松原町1152番地先	7.8 ~ 10.5×363.0	に改め、三河港(4)荷さばき
	市道1号線交点		
蒲郡臨港道路 23号線	市道浜町2号線交点	15.5 ~ 33.25×329.05	
	蒲郡臨港道路24号線交点		
蒲郡臨港道路 24号線	蒲郡臨港道路23号線交点	15.5×196.03	
	蒲郡埠頭11号岸壁		

施設の表荷さばき地の項中 「蒲郡埠頭7号荷さばき地」 蒲郡市浜町蒲郡埠頭8号、9号岸壁 6,621.22㎡」 を

蒲郡埠頭7号荷さばき地	蒲郡市浜町蒲郡埠頭8号、9号岸壁	6,621.22㎡	に改める。
蒲郡埠頭8号荷さばき地	蒲郡市浜町蒲郡埠頭11号岸壁	14,202.50㎡	

愛知県告示第142号

平成12年愛知県告示第899号（愛知県建築基準条例第8条第1項ただし書の規定に基づく堅固な地盤又は特殊な構造方法によるもので安全上支障がないものとして知事が定める場合）の一部を次のように改正する。

平成27年3月24日

愛知県知事 大村 秀章

2(3)ア中「第8条第1項」を「第9条第1項」に改める。

愛知県告示第143号

平成25年愛知県告示第223号（愛知県証紙条例に基づく売りさばき人の指定）の一部を次のように改正し、平成27年4月1日から施行する。

平成27年3月24日

愛知県知事 大村 秀章

「及び稲武支所」を「、稲武支所及び豊田市駅西口サービスセンター」に改める。

警察本部告示

愛知県警察本部告示第1号

愛知県警察庁内管理規程（平成6年愛知県警察本部告示第1号）の一部を次のように改正する。

平成27年3月24日

愛知県警察本部長 木岡 保雅

別表中「警察本部名古屋交通反則通告センター」を「警察本部名古屋南分庁舎」に、「交通指導課長」を「総務部長が別に定める者」に改める。

附 則

この告示は、平成27年3月24日から施行する。

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

なお、関係書類は、申請のあった日から2月間愛知県県民生活部社会活動推進課（愛知県女性総合センター）において縦覧に供する。

平成27年3月24日

愛知県知事 大村 秀章

1(1) 申請のあった年月日

平成27年2月18日

(2) 申請に係る特定非営利活動法人の名称等

ア 名称

特定非営利活動法人にこまる

イ 代表者の氏名

廣中 志乃

ウ 主たる事務所の所在地
尾張旭市西山町一丁目3番地21号

エ 定款に記載された目的

この法人は、重症心身障がい児・者とその家族、関係者に対し、地域でいつまでも安心、快適に過ごしていく為の各種生活支援に関する事業を行い、地域福祉社会の増進に寄与することを目的とする。

2(1) 申請のあった年月日

平成27年2月21日

(2) 申請に係る特定非営利活動法人の名称等

ア 名称

特定非営利活動法人サンたいよう

イ 代表者の氏名

下江 利幸

ウ 主たる事務所の所在地

新城市城北一丁目8番地30

エ 定款に記載された目的

この法人は、社会的・精神的・経済的に自立を目指す人に対して、社会の一員として可能な限り自立した生活が送れるよう自立支援に関する事業を行い、地域全体の福祉の向上と誰もが住み慣れた地域で安心して豊かな暮らしができる社会環境づくりに寄与することを目的とする。

3(1) 申請のあった年月日

平成27年2月24日

(2) 申請に係る特定非営利活動法人の名称等

ア 名称

特定非営利活動法人 J P - C O S M O P O L I T A N

イ 代表者の氏名

鈴木 隆

ウ 主たる事務所の所在地

刈谷市新富町5丁目706番地

エ 定款に記載された目的

この法人は、世界全市民に対して、地球的見地に立った自己啓発に関する事業を行い、主に青少年の健全育成と多文化や自然との共生に係る問題の改善や解決を図り、各人の相互友好と理解及び援助意識の向上に努め、国際人として思いやりのある国際社会と世界平和の増進に寄与することを目的とする。

4(1) 申請のあった年月日

平成27年3月11日

(2) 申請に係る特定非営利活動法人の名称等

ア 名称

特定非営利活動法人春日井子どもサポート K I D S C O L O R

イ 代表者の氏名

原 幸枝

ウ 主たる事務所の所在地

春日井市上条町6丁目2354番地32

エ 定款に記載された目的

この法人は、発達障害及びその可能性のある子ども、その保護者や支援に関わる者に対して、子どもたちが持つそれぞれの価値を高めるための事業を行い、通常学級における学習支援・コミュニケーションスキルの習得・安全確保に係る問題の改善や解決を図り、子ども自身のスキル向上及び保護者や支援者の知識向上と地域への発達障害理解の増進に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

なお、関係書類は、申請のあった日から2月間愛知県県民生活部社会活動推進課（愛知県女性総合センター）において縦覧に供する。

平成27年3月24日

愛知県知事 大村 秀章

1(1) 申請のあった年月日

平成27年3月1日

(2) 申請に係る特定非営利活動法人の名称等

ア 名称

特定非営利活動法人長久手楽楽ファーマーズ

イ 代表者の氏名

野上 統生

ウ 主たる事務所の所在地

長久手市下川原1番地11

エ 定款に記載された目的

この法人は、豊かな農園づくりを目指し、農のある暮らしと町づくりに貢献することを目的とする。また、農を通して食の安心・安全についての関心を高めるための研究や活動を行い、趣旨に賛同する人たちとともに地域の農業の発展と振興をはかることを目的とする。

2(1) 申請のあった年月日

平成27年3月5日

(2) 申請に係る特定非営利活動法人の名称等

ア 名称

特定非営利活動法人ピア・ハウス春日井

イ 代表者の氏名

伊藤 裕康

ウ 主たる事務所の所在地

春日井市大泉寺町大西464番地1

エ 定款に記載された目的

この法人は、春日井市及びその周辺地域において、アルコール依存症に苦しむ人たちが及び家族の回復と癒しを図るとともに、春日井市周辺に居住する各種障害者及び高齢者等の人たちに自立及び介護支援活動を図りながら社会復帰を目指し、明るい福祉社会に寄与することを目的とする。

3(1) 申請のあった年月日

平成27年3月6日

(2) 申請に係る特定非営利活動法人の名称等

ア 名称

特定非営利活動法人ひだまり

イ 代表者の氏名

部田かね代

ウ 主たる事務所の所在地

半田市

エ 定款に記載された目的

この法人は、高齢者・障害者等を対象に生活の自立支援を行うとともに、誰もが住み慣れた町で、その人らしく生きる為に、安心して暮らせる地域づくりに関する事業を行い、地域社会全体の利益に寄与することを目的とする。

4(1) 申請のあった年月日

平成27年3月10日

(2) 申請に係る特定非営利活動法人の名称等

ア 名称

特定非営利活動法人青空スケッチブック

イ 代表者の氏名

吉野 孝

ウ 主たる事務所の所在地

知立市谷田町北屋下97番地2 A C T高木知立谷田B棟

エ 定款に記載された目的

この法人は、知立市及びその近隣に在住する障がい者（児）及び高齢者のための保健・福祉の向上や自立・社会参加への支援等に関する総合的な事業を推進することによって、障がい者（児）及び高齢者が将来にわたって健全に安心して暮らしていける環境整備と地域づくりの実現に寄与することを目的とする。

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、蟹江町土地改良区定款の変更を平成27年3月24日認可した。

平成27年3月24日

愛知県知事 大村 秀章

建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第29条の2第1項の規定に基づき、次のように建設業者の許可を取り消した。

平成27年3月24日

愛知県知事 大村 秀章

- 1 処分をした年月日
平成27年3月24日
2 処分を受けた者

商号又は名称	主たる営業所の所在地	代表者の氏名	許可番号
株式会社市建	岡崎市大樹寺3-12-1	市川 博基	(般-23) 第44700号
有限会社若松	(許可) 春日井市森山田町30 (登記) 春日井市若草通5-115	松下 剛	(般-23) 第49474号
株式会社大建	一宮市小赤見字秋吉8-3	常政 克浩	(般-24) 第60551号
有限会社一	あま市方領西六反地54	(許可) 原田 勝英 (登記) 多々良 弘	(般-23) 第103025号

3 処分の内容

法第29条の2第1項の規定に基づく建設業者の許可の取消し

4 処分の原因となった事実

営業所の所在地を確認できないため、平成27年2月6日付け愛知県公報第3155号でその旨を公告したが、公告の日から30日を経過しても建設業者からの申出がなかった。

このことは、法第29条の2第1項に該当する。

5 教示

- (1) この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、愛知県知事に対して異議申立てをすることができます。
- (2) この処分について不服がある場合は、(1)の異議申立てのほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、愛知県を被告として（訴訟において愛知県を代表する者は愛知県知事となります。）、この処分の取消しの訴えを提起することもできます。
- (3) (1)の異議申立てをした場合には、その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、愛知県を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができます。

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき、国土交通省中部地方整備局木曾川下流河川事務所長から次のように公共測量を終了した旨の通知があった。

平成27年3月24日

愛知県知事 大村 秀章

測量地域	測量期間	測量方法
愛西市及び弥富市	平成26年10月1日から 平成27年3月12日まで	公共測量（水準測量）

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき、名古屋市長から次のように公共測量を終了した旨の通知があった。

平成27年3月24日

愛知県知事 大村 秀章

測量地域	測量期間	測量方法
名古屋市昭和区花見通1丁目	平成26年8月1日から 平成27年1月30日まで	公共測量（2級基準点復旧測量）
名古屋市中川区下之一色町	平成26年10月1日から 平成27年2月27日まで	公共測量（2級基準点測量）

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号に規定する道路の位置を次のように指定した。

平成27年3月24日

愛知県知事 大村 秀章

指定番号	指定の年月日	指定道路の位置	指定道路の延長及び幅員
25東建 70-2	平成 27. 2. 27	蒲郡市形原町東上松1-6及び3-12	m 延長 34.667 幅員 4.03

26東建 70-2	平成 27.3.2	新城市字西入船116-5、116-7、118-10、118-11、118-15 及び118-19	延長 43.96 幅員 4.00
--------------	--------------	---	---------------------

次の都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定に基づき許可した開発行為に関する工事は完了した。

平成27年3月24日

愛知県知事 大村 秀章

許可番号	許 可 年 月 日	開発許可を受けた者の氏名	開発許可を受けた者の住所	開発区域に含まれる地域の名称
26尾建 96-19	平成 26.4.24	株式会社富士不動産 代表取締役 寺西 正男	稲沢市前田1-1-11	長久手市片平1-1101及び1-1102
26尾建 96-149	26.10.6	金岩 郁子	名古屋市中村区椿町21-17	あま市七宝町下田前並38-1ほか2筆
26尾建 96-188	26.11.18	有限会社ユウシン 代表取締役 友松 真二	愛西市勝幡町東町234	海部郡大治町大字三本木字前深田58
26尾建 96-204	26.12.8	辻 三和子	清須市一場1273	清須市一場福島1220ほか3筆
26尾建 96-94	26.7.31	丹羽 和子	小牧市小木2-138	犬山市大字犬山字西古券331及び332
26尾建 96-132	26.9.11	株式会社オンテック 代表取締役 森下 真治	一宮市島崎1-14-5	岩倉市北島町寺田1-1ほか15筆
26尾建 96-234	26.12.22	小倉 徹也	名古屋市西区歌里町287	岩倉市川井町郷浦4-1
26尾建 96-91	26.8.20	堀江 一輝	一宮市文京1-1-11	西春日井郡豊山町大字青山字神明326-1
26尾建 96-243	27.1.8	高岸三重子	名古屋市港区船頭場四丁目331	あま市花正反田2-1

一部事務組合

愛知県競馬組合専任副管理者及び愛知県競馬組合職員給与の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年三月二十四日

愛知県競馬組合管理者

愛知県知事 大村 秀章

愛知県競馬組合条例第一号

愛知県競馬組合専任副管理者及び愛知県競馬組合職員給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

愛知県競馬組合専任副管理者及び愛知県競馬組合職員給与の特例に関する条例（平成十一年愛知県競馬組合条例第一号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項中「平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日まで」を「平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日まで」に改める。

第二条第二項中「百分の一（一）を削り、「百分の四）」を「百分の三」に改め、同条第二項中「百分の二十」を「百分の十」に改め、同条第三項中「知事等及び職員給与の特例に関する条例（平成二十六年愛知県条例第八号）」を「知事等及び職員給与の特例に関する条例（平成二十七年愛知県条例第二号）」に改める。

附 則

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。